

切除非適応骨軟部腫瘍に対する重粒子線治療の概要

プロトコール番号:1806

| | |
|----------|---|
| 治療プロトコール | 切除非適応骨軟部腫瘍に対する重粒子線治療 1806 |
| 対象 | 脊索腫、軟骨肉腫、骨肉腫、その他軟部肉腫など切除非適応の骨軟部腫瘍 |
| 治療方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・心臓肉腫、カルチノイド 総線量 64.0Gy (RBE)/16 回/4 週間 ・脊索腫(C3 以下) 総線量 67.2Gy (RBE)/16 回/4 週間 ・その他の骨軟部腫瘍 総線量 70.4Gy(RBE)/16 回/4 週間 |
| 適格条件 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 計測可能な組織学的に証明された骨軟部原発の悪性腫瘍、あるいはそれに準じた再燃・再発・転移腫瘍 2. 12 歳以上 3. Performance Status (ECOG) 0-3 4. 新鮮例・再発例を含む切除非適応(専門医が根治的手術困難と判断した症例あるいは患者が切除を拒否した場合) 5. 6ヶ月以上の生存見込みがある 6. 他に重篤な合併疾患、活動性の重複癌がない 7. 本人に病名・病態の告知がなされており、かつ本人に同意能力がある 8. 原則として治療体積の最大径が 15cm を超えない *将来的には 15cm 以上も対象となる予定です |
| 不適格条件 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該照射部位に放射線治療の既往がある ただし放射線誘発肉腫、炭素イオン線治療の既往症例についてはカンサーボードで検討 2. 原発部位が頭頸部あるいは上位頸椎(C1-C2) 3. 化学療法や分子標的薬を実施中あるいは照射開始時点で終了後 2 週間を経っていない 4. 照射領域に活動性で難治性の感染を有する 5. 生命の存続に重大な影響を及ぼす転移病巣を有する 6. CT 情報を用いての線量計算に影響のある人工物を有する 7. 妊娠中症例についてはカンサーボードで検討 8. 医学的、心理学的または他の要因により不相当と判断された場合 |
| 治療の種類 | 保険診療 |